

第 8 回日韓中環境創造型稲作技術国際会議

3 日目 (8 月 5 日) 午前 9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0

ビック対談 有機農業への思いを語る

谷津義雄先生 (有機農業推進議員連盟会長・衆議院議員・元農水大臣)

金 成勲先生 (尚志大学総長 元農林部長官)

司会 中島紀一 (茨城大学農学部教授 日本有機農業学会長)

通訳 青山浩子 (農政ジャーナリスト) 金享美 (韓国生協連国際部)



中島紀一先生 (以下、中島) : それでは、ただいまから第 8 回日韓中環境創造型稲作技術会議第 3 部の有機農業政策を、これからどのように進めるのかというセッションを始めさせて頂きたいと思っております。今日は、日本と韓国の農政の中心的リーダーの両先生をお迎えして、これからの両国の農業、そしてとりわけ有機農業の将来について、直接の展望についてお話を伺えることを大変楽しみにしております。両先生よろしく御願いたします。最初に親環境農業あるいは有機農業についての両先生のこれまでの取組み、それからそれぞれの政策の意義などについて伺いたいと思っております。最初に金先生の方から親環境農業育成法、その目的とか考え方、その経過でどんなことがあったのか伺いたいと思っております。

金成勲先生（以下、金）：まず、この法にまつわる目的なのですけども、やはり環境問題、とくに生態系の破壊のことについての憂慮がございました。環境が汚染されて大変危険な状態までいっていったという背景がございました。とくにそれを引き起こした要因としましては高度経済成長の中でいろんな開発、乱開発が、秩序のない開発のされ方がなされてきたということ。自然のいろんな生き物たちが消えていきつつあって毎年26種の生物が、毎年毎年少なくなっているというところに対して、まずは、それを何とかしなければというのが目的でありました。またもうひとつこの目的のための背景がありまして、これはですね世界の情勢と大変絡むのですが、ウルグアイラウンドの農業交渉が終わりまして、WTOという体制に移りました。これによって韓国には大変多くの農産物が洪水のように流れ込んできたわけです。で、この結果、韓国の食料自給率は26%水準までおちるという結果になってしまいました。その中で農家たちは何とか生き残ろうと、やはり増産をしなければという目的のもとに、農薬を使い化学肥料を使い、そういう農業をしまいたわけです。ところがそれにもかかわらず、外国からは一ヶ月、30日、31日という日にちをかけて船によって農産物がやってくるわけですね。それが安全かというところではありませんでした。腐らないように農薬を使い、あるいはもっとすすみますと放射線を使って処理をするということをしておりますし、さらにはGMOといったように人々の安全性の検証を受けていないものまでが入ってくるということになって、ますます人々の健康に、あるいは生態系に危険が生じるという状態になったわけです。それで、この状態をなんとかして守らなければ、国民を守らなければということも、ひとつの大きな背景にございました。最後の三つ目なのですけどもWTOの体制に入りまして、やはり全てが、価格競争力がなければ、生き残れないということだったのです。ところが価格競争力という点では韓国の農民農業農村は太刀打ちができません。その太刀打ちできるのは品質であったり安全性であったりというふうに思ったわけです。品質競争力、安全競争力、この事項を打ち出しまして、消費者を感動させることができれば、その感動でもって多少価格が高くても、消費者がその農産物を買ってくれるだろうという考えのもとに法律を整備していったわけです。

中島：ありがとうございます。それでは、つづきまして谷津先生から今の金先生のお話の感想を含めて、日本の有機農業はどうか、よろしく御願いたします。

谷津義男先生（以下、谷津）：今、金先生の話聞いておりまして、中島さんに申し上げたのですが、私がいうことを全部言って頂きました。実は私は、農業の関係の仕事をする前にちょっと申し上げておきたいのは田中正造をご存じかと思うのですが、田中正造の川俣事件というのがありまして、群馬県の川俣というところで、東京に陳情におしかけるのを官憲に蹴散らされたところがあるわけですね。そのとき逮捕されたのが私の曾おじいさんでありまして、一年間の懲役を送ってきました。そういうところから環境問題に私は非常に関心を持ちまして、今、GLOBE（グローブ）といたしまして世界環境議員連盟の会長をしております。その初代会長がゴアでありまして、こないだ「不都合の真実」という映画をもちこんでございまして、まあいろいろと彼は彼なりの説明をし、その実態を映画の中で、こないだアカデミー記録映画として賞を頂いたわけですが、まあそれはそれとして、そういう緩急問題の中で農業というのはどうなのかというのが、実は私の出発点でありまして、ある意味ではそれは全く金先生と同じところに行き着くわけでありまして。

実は農林次官というものをやらせていただいております。そのとき農林省に全く環境問題に対する対応というのがないのですね。それでその時の農林大臣は大田原太一郎先生でありましたから、大田原先生だめですよ、環境問題をしっかりとしたものにしていかないといけない。これら農業の中にどう活かしていくのか考えるとひとつのポジション、とかセクションをつくらなければだめだ、ということで環境対策室というのがそのときにできたわけです。それで、農水省に農水審議会という機関があるわけですが、そこで、私は環境ホルモンの問題とかいっぱいできておりましたですね、動植物も相当減少していると日本だけではなく世界でも同じ問題が起こっているとそして特にですね、これが人体に与える影響というものを考えるとまずたべものから考えていかなければだめじゃないかいわゆる化学肥料を使うと土壌汚染し、なおかつ水汚染するということから環境ホルモンというものでてくるわけですから。ですから、おそらく人間も浸食されているとするならば食べ物から変えていかなければだめだとそのとき強く主張したわけです。私が子供の時代といいましょうか、私も戦後教育を受けた人間でありますけれども、有機農業でして、私の父がですね、みなさんため池、なんてしているかなあ。肥だめなんて知っていますかね。要するに熟成しているかどうか手を入れて舐めるんですよ。それをみてなんてきたないことをやるんだらうと思いましたが実はそうじゃなくてその熟成度を見ているんですねそれによって あるいは自分の家の庭には堆肥がありまして、これをですね。私は子供の時に魚釣りに行くのだけでも、その堆肥の、そのミミズを餌にしてよく魚釣りにいったんですけれども、そういう堆肥がどこの農家にもありました。わたし自身もうちも農業やっておりましたからね。そういうことで堆肥を作らされて、親父にただつんどくだけじゃあだめとところがね 70、80℃あるじゃないですかいまでいうコンポストなんですよ。そういった面でみんな熟成させて、それをみんな畑なり撒いて、いわゆる有機農業を、こういう中で私は育ってきた。そのときこの健康状態どうだったかということを見ると、今でいうよりもはるかに健康な人達が多かったんじゃないかなあ。これが食べ物によるものであるということ認識したわけです。それがまあずっと話は今の話に移るのですが、なぜ有機農業の法律をつくるかということの根源なんです。私の考え方はね。全国あっちこっちで有機農法をやっているということで見に行きました。見に行けば見に行くほど、どれが有機農業か解らなくなるわけです。正直言ってやりかたがいっぱいあるわけなんですよ。やっている人たちはみんな自分のが一番いいんだというわけです。自分のことが一番いいんだといっておきながら、私たちにいっていることを聞いていると自分たちの中で矛盾点がでてくると。これはひとつ法体系で法律のなかにおいてきちっとしていかないといけないなという感じをもったわけなんですよ。それでそれからもう一つ、JAS法があります。このJAS法との関連がありました。もう一つはいま実施されております、品目横断的所得安定対策の中の水と環境問題の中にも有機がとりあげられているわけなんですけれども、こんなちまちましたものじゃなくて、やはり日本としては有機農業とはなんなんだというその哲学とそれからそれによってこの技術的な問題もあるでしょうから我々から有機法をつくるときは、これは理念法でありますからね、この技術的なところあるいはいろいろとその実際に実施されることについてはこれはこの県内あるいは農水省がしっかりとやると同時になんといっても民間の力が 実際農業をやられている人たちの中で、しっかりとこの辺のところを そういう人たちの中でですね、しっかりとこのへんのところを位置づけをしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っておるわけです。以上です。

中島：谷津先生の話をしていただき、大変感銘をうけて聞かせていただきました。最初に谷津先生が田中正造川俣事件の直接の当事者だということで、実は主催者である稲葉光國さんは学生のころ田中正造の思想研究をおやりになっていて、そこから今、有機稲作の全国リーダーにおなりになった。そういう意味じゃ大変奇遇だなというふうに思いますが、それから先生の堆肥作りの話、ちょうど昨日技術会議で議論が沸騰したところまでございまして、そういう点でも、谷津先生と共通すると大変嬉しく聞かせていただきました。谷津先生のご尽力で昨年、日本では有機農業推進法が成立致しましたが、有機農業の関係者から感じる実感としてはですね、これは農政の奇跡だという感じがいたしました。ただ谷津先生の話の伺っていますと、いや奇跡ではなくて一つの必然であるということをご谷津先生のお話の中から伺えて、大変うれしかったんですが、ただやはりそのプロセスは大変な変化で、なかなか容易でなかったのですが、有機農業推進法での先生のご努力とかエピソードとかいくつあつたらちょっとご紹介いただければと思うのですが、まず先生から。

谷津：これは、たいしたことはないといえたいしたことないんですが、実は農水省はJAS法があるものですから、新たに法律を作るということには、絶対反対とこういってかなり抵抗がありました。私どもはその間ですね、20数回にわたりまして勉強会あるいは現場におもむくのをみながらですね、法律作りに入ったんですが、実は大変皆さん方の研究会でおっしゃられて法案の原案みたいなものをつくってきってくれるわけですよ。まあはっきりいうと私どもは専門的に法案を見ると、これは法律にはならねえやと全部見直したのですが、一番肝心のところの難しさのところは、法政局というのがありましてね。我々の平易の言葉を法律用語に変えていくわけですよ。これがやっかいなことでありまして、他で使われていることがいろいろでできますと、いちいち区分けというのをやらないといけない、これが時間がかかるわけです。議員立法ですから、これは皆さんお解かりであると思いますが、各法というのは内閣での法律です。それから衆法といいまして、衆議院の衆、衆法いうんですが、これが議員立法なんです。議員立法はですね、原則として全会一致というのが非常に大事なことなんです、その全会一致をとるための法律づくりというものがございまして。とにかく各党ごとに意見がちがうんですよ。それだけじゃなくて農水省は反対、環境省は「やれ」、国土交通省は水問題なんかがあるものだから少し関連させてくれ、各省考えが違うわけですよ。まあそういう流れの中です、かいくぐりながら議員はあんまりなれていないものですから、法律にしていくというのは議員は大変なれていないのですけれども、これならこれが議員だけで作ったというなかに私は大きな意義があると思うのです。おまえ達は入ることはならんといわれて、いわゆる法政局と話をして法律をつくっていったというのが、特徴であるなあと私は思います。長くなって申し訳ないんですが、もうひとつそこで考えたのはですね、おそらく全会一致といえながら必ず議員連盟で議論してきた人たちはいいとしても、それ以外の人たちが必ず質問してくる。これに対して議員が、私が答弁をするんですが、どこに柱をたてようかということですが、実は健康を柱立てにしようということになって、厚労省のお医者さんとか、いろいろ専門家の方達をよんで理論武装をして、提出したんです。提出したとたん誰も質問しなかったものですから、そのまま通っちゃったんです。議員連盟だけで、法律をつくるわけではないのですから、大変な議論をしたものだから、たぶん各党ともその人達が部会なんかで説明してたに違いないです。前の晩なんかは徹夜して想定問答をつくりまして

ね。寝ずに勉強してそして委員会に入っていったら誰もしないものですから。だれかしねえかとかちから誘いをかけたくらいだったんですが、実は議員の方達は有機農法でつくられた食べ物は、いかに健康のためにいいのかという認識をもってくれたのではないかとこういうふうに感じました。

中島：今、谷津先生の話をお聞かせいただきまして、有機農業推進法案が理念法であったということ。議員連盟として法律を準備していただいたという二つのことをとても適切に日本の農政の転換に役立ったということをお聞かせいただきました。とても適切に改めて認識させていただきました。で日本の有機農業推進法の考え方と韓国における親環境育成法の考え方と基本的に考え方が一致しているということをつくづく今、両先生の話をお伺いして感じさせられました。そこで、韓国の場合、新環境農業育成法、日本より少し早く成立されて様々政策としての経験もおありであると思われまますので、金先生からちょっとその話を伺いたいと思います。新環境育成法に関して生産を支えていく政策と、それについてはさきほど金種淑先生からお話がありましたが、それと併せて消費を進めて、ひろげてゆく政策がさうとう重要であると思われまます。できましたら消費をひろげてゆく政策についてこの間韓国でのご経験がございましたらお聞かせいただければと思います。

金：わかりました、じゃあそのことについてお話をさせていただきます。その前に少しだけ参考になると思われるのが、施行令をつくるにあたって、これは大変苦労したのは農薬の業界 肥料の業界の反対がはげしくて、これをなんとかしようとして活動に大変心をくだいてまいりました。そして実は98年にですね、日韓議員の方々がこられて、会がもたれました。当時の中川昭一様がお越しになられて韓国の法律が通過して、施行令ができてという話をしたときに、逆に私はなぜ日本にはそういったものがないんですか。全ての法律、全てのことは日本は韓国よりも進んでいるのに、有機農業に関しては動きが遅いのですかとさう質問させていただきましたところ、実はですね農薬と肥料の業界の人たちの大変反対がありまして、なかなかさうは簡単にいかないのですよというお話がありました。実はこの30年前から韓国の農家達は日本に有機農業を学んできたわけですね。ですから全てが日本の方が先にすすんで、先輩だという感じが致しておりました。ですから逆に韓国の方から日本に今回勉強させていただこうということでもまだ法律でできる前に日本の先生たちからどうしたら農薬や肥料のメーカー達を説得できますかねと韓国の人たちが日本の人たちに聞いたところ、日本の政治家達は私たちからは教えられることはなにもありません、日本でもまだ出来ていないんだからというお話がありました。

中島：ちょっとよろしいですか。今、谷津先生から、谷津先生のところにはもう農薬、肥料メーカーからの陳情はこないとか、受け付けないというお話が、ちょっと谷津先生から。

谷津：いや、あっちじゃどうしようもないと思ったんじゃないんですか？

金：私は長官の時代に谷津先生にお会いさせていただいたんですが、大変ハンサムでまた虎のような顔つきで、おそらく農薬メーカー達も肥料メーカーの方達も何も言葉を言えなかったんだと思います。私はウサギ、干支がウサギでございますので、そういった怖がら

せることはできませんでしたけれども。

中島：お話の途中なんですけど、私実は農政学を勉強しておりまして、この法律ほどいわゆる関係業界からの陳情ということではなく、政治家の方達の見識と理念がつくられた非常になんというんでしょうか、希有なケースであったなあと思います。おそらく谷津先生のところに陳情をしたいと思った人はいたのかもしれませんが、有機農業議連はそういう場所ではないと、いう線を谷津先生につらぬいて頂いたことが素晴らしかったと思います。

谷津：実は、農薬とか肥料とかというのは経団連に関係していたわけですが、経団連に2回ほど、朝6時に出て来いという、ずいぶん出てきましたよ。6時っていうのははったりかけたんですけども。実は、農家の人たちはもう働いているんだよということです。

金：ちょうどこの法案に前後したときにIMFという韓国で通貨危機がありまして、どの業界も大変だった時なんですけど、韓国で一番大きな肥料メーカーが南海化学というところでここをなんとか動かさないといけないと、いけないんですけども大きいところですからそこでどうしようかということで、農協に南海化学を買収させて、なにも言わせないようにさせたそうです。農協中央会の方にお願いしたのです。そのときに農協長官がなんといったかといいますと、私達はお金がないといったわけです。買収するお金がないといったわけです。私はお金がないというのは十分知っているんですけども、お金がないといったわけです。そこで、じゃあ長期間でいいから20年かけて返していきなさいというような具体的なやり方を教えてあげました。

いろいろな影響があるかとおもいまして、ちょっとソフトな言い方にかえられたのですが、農薬メーカーからいろんな影響を受けておられる方々がおられるわけで。

農業の専門の教授であるとかあるいは農林部の傘下に農村振興庁というところがありまして、それは何をやっているかという農薬の許可とかあるいは監視というのをやっているんですね。いずれにしてもそういうところが一番反対をしたわけです。そこで、農村振興庁の中でですね移動長官室といまして、農林部にずっとおられるわけではなくて、そこで農村振興庁にもしょっちゅういかれて助官室を設置したわけです。その移動長官室に30名、34名の有機農業の関係者の方々を招いたわけですが、そのひとりが姜大寅先生でいらっしゃいます。その場所です、姜さん達のもう30年以上有機農業やってこられた方々はこちら側、で農薬メーカーに影響を受けている官僚だとか大学の先生方達とちょっと戦争をやりなさいといったわけです。でどうなったかといいますと、私が当然ながらバックで守ってあげたので、KOで負けました。私たちが勝ったのです。でそこからですね、有機農業を研究する学者達に政府のいろいろな支援、これで研究しなさいと、いままでのお金の使い方を変えたわけですね。さらに姜さんたち有機農家の方々にもお願いして地元国会議員の方達に会いに行き、そこで有機農業がいかに大切かロビー活動をしろと指示いたしました。いつもですね、農薬の業界団体があって、その副会長がですね、いつも農林部の天下りがいくわけなんですけども、そこで私の味方になってくれる人を探しました。そうしましたところ、農薬業界のほうである声明書をだしてくれました。そこになんとか書いてあるかという、私は有機農業に反対しません。むしろ、親環境農業をすすめ

るための環境に優しい農薬をつくることを約束しますと声明を出していただきました。大変民主主義的でありました。

もうひとつだけ申し上げますと、先ほど中島先生がおっしゃっていただきました消費拡大に対してですが、消費のマーケットを確保できていない有機農業は失敗するということです。そのことがありましたために98年のその施行令をつくるに先立ちまして日本にもあります、生協を大きな一つの団体としていこうということで生協を積極的に活動していこうと決めました。実は韓国にはその時まで、生協法というものはありませんでした。といいますのは生協というのは農林部の管轄ではなくて財政経済部というところなんです、その財政経済部のどちらかというところには大手の量販店が入っているわけです。生協法をつくらうとすると、スーパーや量販店の属する財政経済部が非常に反対いたしまして、この生協法をつくるために30年作りたくても作れなかった。そういった背景がございました。この金大中大統領が就任されましたときに私はちょうど長官だったのですが、その大統領が出席される公的なガイドの中で私はその生協のことを提案致しました。生協という組織がなければ有機農家のとりくみは完成しない未完成で終わってしまうと言いました。大統領はどこがいるために、それができないのはどの部署ができないのかとわたしに聞きました。そこで、私は財政経済部だと言いました。私は、農林部でやりなさいと言われました。でそれでまあ私が、財政経済部だといったので、大統領は財政経済部の長官にあなたはそれにどう考えていますかと聞きましたら、検討させていただきますということでした。実はですね、私は生協法をつくらうという活動をもう何十年もやってきたわけなんです。ですから彼が話したのは決して本音ではないということはわかっていたんですが、それでも私は非常に控えめな言い方でもう30年間も検討してらっしゃいますよというようにいいました。そうしましたら、彼は顔を青白くなっておりました。実はですね、そのとき私はちょっと申し訳ないことをしたなと思いました。大勢の人たちの前でその人の顔が青白くなるようなことをして反省したのですが、彼はすぐにたちあがって、すぐにやらせていただきますというように大統領に報告して下さいました。これで最後なのですけども、そのおかげで生協という組織が消費拡大の大きな役割をしてくれまして、もちろん農協の組織でも親環境農業の協力をしてくれることになりました。今のお話をして解るように量販店、デパート、スーパーというところでも扱って、で今日、紹介するのを忘れてしまったのですが、紹介が遅れましたが、金享美さんがこうしていらっしゃるのには生協の方でございまして、そういう経緯があって今この舞台に上がっていただいているわけです。以上でございます。

中島：どうも金先生ありがとうございます。このなかにも日本の生協の関係の方々がおいでいただいております、金先生の生協の方々へのメッセージということで聞かせていただきました。どうもありがとうございました。両先生のおはなしを聞かせていただきまして、できれば夜にですね、朝まで聞かせていただきたいと、とっても勉強になるなと思ったのですが、ちょっとそろそろ時間がきているものですので、最後に環境農業政策、あるいは有機農業政策それぞれ進めていくわけですが、同時に全体的な農政の中に位置付けられ、あるいは活かしていくことが、必要があると思います。ですから、そういう意味で農政の全体についての両先生のお話しを、できれば短時間でお話をいただければと思います。

谷津：私は、この法律が衆議院、参議院を通ったときに記者団たちに聞かれたことがあります。それは有機農法を日本全国に広げるつもりかという質問が実はありました。私は今の段階で、それで全てと考えておりません。すくなくとも50%はですね、有機農法でやれるようにしたいと申し上げました。そしたらキチガイ扱いされました。しかし、私はそうじゃないと申し上げました。なぜかといいますとですね、先ほどから申し上げているとおり、有機農業これは環境問題 環境に対する有機農法しかない、考えておるわけですから。それから何回も申し上げておりますが、安全で安心な食べ物、多少高くてもですね、それを提供する これは非常にこの人類に対するというか、貢献だと考え合わせるならば、これが50%以上、できれば100%といたいわけですが、今はそういうことはもうしあげませんが。それとWTOの交渉が盛んに行われているわけですし、こないだ私も ハルコナー二次提案に対する日本提案の入れ込みということをやってきておるわけですが、私は農業の中における 非常に厳しい交渉をしているんですけどもこの有機農法というのはあたしは入れ込んでいるんですよ。その国にはその国の農業のやり方があるわけです。そのへんをしっかりとふまえた貢献がなければいけないと言っている中で、一つにはですね、農業の協議の中にMTCというのがあります。これは日本では多面的機能と言われていいますが、これがまさに私は有機農法の一つの表し方であるという風に考えておるわけです。EUにもアメリカにもあるいはブラジルにもインドにもそしてこのアフリカなどの発展途上国の人達にも話をしておるわけです。そのなかでしっかりとですね。将来の交渉を期待しておるわけです。

中島：ありがとうございます。それでは続いて金先生いかがでしょうか。

金：谷津先生がおっしゃっていただいたお話が、私の言いたいことです。まずですね、私が今まで長官時代つとめながら感じてきたことなんですけれども、今まで日本と韓国の農水省あるいは農林部の大臣が毎年ほとんど定期的に会いまして、WTOへの対策の交渉をどうしようかという話をして参りました。その中で、先生がおっしゃったMTCを一緒にやりましょうということで今までノルウェー、スイス、アフリカ、中国などいろいろな国々に分担して、それぞれ話し合いをして自分たちの理解を得ていたわけなんですけれども、これからの交渉に向けてもっと結束していかなければと思っております。日本と韓国はもっとリーダーシップをとっていかなければと思っております。特に日韓の大臣がもっと積極的に結束していかなければならない。今のWTOの交渉の大きな目的は関税を大幅に下げること、そして様々な補助金を大幅に減らすことが目的にあります。ところがWTOの規定を見ますところ環境を守り、生態系を守り、国民の健康を守るための補助でありますとか、支援というものが認められていることです。とくにその中でも有機農業は環境生態系を守り、国民の健康、そして生活を守っているという大変大きな意義を持っております。また、もうひとつ申し上げることは地域の共同体を守って、維持していくということも有機農業がもっております価値だと思っておりますので、そういった面をもっている部分にたいしては関税の削減ですとか補助金の削減でありますとか除外されるべきですし、まずそういうところから、もっと増えていくべきだと思います。

まずですね、WTOに関しましては今までの目的と違う枠組みが必要だと思います。といいますのは一番はじめに有機農業が1990年から始まりました。ヨーロッパ今で言うEUですね。オーストラリア、EU、ドイツそういった国々ですとか、そこに端を発して有機農

業を広げてきた韓国、日本、また EU 以外でもノルウェー、フィンランド、スウェーデンというところと、有機農業ということを中心の一つにまとめられると思うのです。環境ですとか健康ですとか主張できる、有機農業を軸にできるのではないかと考えております。またもう一つ日本に御願いといいますかご提案させていただきたいのはやはり生産者が安心してより少ない費用で有機農業を続けられる直接支払制度というものを韓国に続くように是非やってもらいたいというふうに思っております。学校給食についても地元のものということではなく有機農業を学校の給食にということで、韓国から、日本がやっているということ韓国は影響を受けると思います。日本では学校給食では全て有機農産物をやっていると韓国は影響を受けると思います。またこれは、韓国の問題ですが、韓国には軍人さん 60 万人おります。彼らにもまた有機農産物を食べてもらうということは国を守るという、ここに大きな問題が一気に解決できると思います。実は谷津先生のお顔は、私のおじいさんにどうみても似ています。したがって、さきほど申し上げた学校給食の有機農産物の件でも、おじいさんの思いで是非やっていただければなんと私は信じておりますのでよろしく御願いいたします。

谷津：よくわかりました。私は学校給食は地産地消で地元のものを使いなさいということ強く言っているわけですが、有機農法のものを使いなさいということは充分できると思います。それと直接支払い制度のおはなしがありました。19 年度からは所得安定対策、これは今度の選挙で民主党から全く別の話が出ておまして、個別保証というこの前提がこの完全な自由化ですから、そうなる私は有機農法なぞやっつけられなくなってしまうであろうと思うんですよ。ですからそういった面でこれから直接支払い制度といっている品目ごとにやると WTO に違反しますものですから、所得のほうに切り替えてやる。所得というものを考えたときに、この規模の問題とかなんか一つの、ただそうなる小規模農家は切り捨てであるといわれますが、実は決してそうではなくて 人たちはほんとにそういった集団化だとか大規模化された人たち 所得が下がったときにそれを保証するというやりかたでやっているわけです。そうでないととてもじゃないけど自給率が下がる 私はそういう考え方 これは今日の WTO の構想で今金先生がおっしゃられた有機農業を一つの基点としていろいろな国とつながりと手をつなぐというのは非常に大事なことでありますので、実は明後日ですねそのことで私はジュネーブに行きますので、早速わたしはその話をしてみたいと思います。ありがとうございます。

中島：ありがとうございます。まだまだ両先生からすばらしいお話だったのですが、ちょっと予定の時間をオーバーしてしまいましたので。谷津先生と今ちょっとお話ししたんですが、この両先生のお話は非常によくつながっていると、お聞きになってそうお感じになったと思うのですが、全くシナリオなしでこれをやらせていただいております。両先生が顔をあわせたのはこの会が始まる 5 分前ぐらいです。ところがですね、期せずしてというか当然と言うべきか両先生のお話がほとんどおなじであったと、これ非常に歴史的に記録されるべきことじゃないかと思っております。これからの両国の農業のありかた、あるいは世界の食、農と環境のあり方についても大変示唆に富むお話をお聞かせいただきました。両先生ほんとうにどうもありがとうございました。最後に、両先生に感謝の拍手をお送りしたいと思っております。ありがとうございました。